

## 令和3年第1回市会臨時会 議案提出一覧

### I 一般議案 1件

#### 1 条例の制定 1件

横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）  
誘致についての住民投票に関する条例の制定

令和2年12月28日発送

令和3年1月6日提出

お問合せ先		
(議案の発送について)	総務局総務課長	田中 敦
(議案の内容について)	総務局法制課長	三島 圭介

## 市第 100 号議案 直接請求に基づく「横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設(IR)誘致についての住民投票に関する条例」の制定について

### 1 条例案の概要

長は、請求代表者から提出のあった条例案を、そのままお諮りすることと なっています。

#### (1) 住民投票の実施

ア 条例の公布の日から 60 日以内に、IR の誘致に関する賛否を問う、住 民投票を実施します。

イ 投票資格者は、市議員及び市長の選挙権を有する者とし、投票所の設 置や期日前投票の実施等については、市長選挙の例により規則で定めま す。

ウ 投開票の実務は、選挙管理委員会に行わせることができます。

#### (2) 投票に当たってのルール

ア 市長は、住民が賛否を判断するための広報活動・情報提供を、客観的中 立的に行うよう努めます。

イ 住民投票に関する投票運動は自由ですが、買収・脅迫等は禁止されます (罰則の定めはなし)。

#### (3) 投票結果の尊重

市長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

#### (4) 施行日

条例の公布の日

### 2 市長意見の概要

(1) 法律に基づく直接請求がなされたことは、市民の皆さんの関心の表れと して受け止めている。今回求められている「住民投票」は、国の地方制度 調査会において検討された経緯があるが、種々の検討すべき論点があり制 度化には至っていない、位置付けの難しいもの。

(2) 個別の法律に基づいて実施される住民投票には法的な拘束力があるが、 条例に基づく住民投票には法的拘束力はない。住民投票の結果は、政策決 定にあたっての考慮要素の一つだとはいえるが、その実施コストのことも 十分考える必要がある。

(3) 特定複合観光施設区域整備法が地域における十分な合意形成を求め、 様々な手続を定めている中で、加えて住民投票を実施することには意義を 見出しがたい。

- (4) さらに、IRについては、これまで様々な観点から議会において議論が積み重ねられており、住民投票を実施することはこれまでの議論の棚上げを意味する。IRの全体像は事業者とともに作成する区域整備計画において具体化していくので、市民の皆様に丁寧に説明を行うとともに、議会における議論を基本とし、法定の手続を着実に進めていくことが重要と考えている。

### 3 参考（直接請求制度に基づく条例制定について）

有権者の50分の1（R2年12月1日付選管告示によれば本市では62,604筆）以上の署名を集めると、市民は市長に対して条例の制定（又は改正・廃止）の請求をすることができます。

#### 【地方自治法（条例の制定改廃請求に係る根拠規定）】

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の 選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の 50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の 長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の 制定 又は改廃 の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の 長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

3 普通地方公共団体の 長は、第一項の請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者（以下この条において「代表者」という。）に通知するとともに、これを公表 しなければならない。

4 議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令で定めるところにより、代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

#### 【本件直接請求の経緯】

8/21(金)	「カジノの是非を決める横浜市民の会」の28名より 条例制定代表者証明書交付申請
9/4(金)～11/4(水)	署名収集期間
11/13(金)～12/3(木)	各区選管での署名簿審査期間 (208,719筆提出、193,193筆が有効)
12/4(金)～12/10(木)	各区選管での署名簿縦覧期間
12/16(水)	各区選管から請求代表者への署名簿返還
12/23(水)	請求代表者が市長宛に「条例制定請求書」を提出